

今年、すでに県内の学校でインフルエンザによる学級閉鎖等が行われています。インフルエンザは7週連続で増加しており、過去10年間で最も早い流行期入りとなっています。新型コロナウイルス感染症と合わせ、感染対策をお願いします。

今回は、母子保健専門研修会Ⅰ、市町村からの産後ケアに関するお問い合わせ等についてです。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

…… 母子保健専門研修会Ⅰを開催しました（8月24日） ……

- 講義1 テーマ:乳幼児健診における整形外科の疾患のチェックポイント
講師:信濃医療福祉センター 理事長・名誉所長 朝貝芳美氏
- 講義2 テーマ:長野県発達障がい情報・支援センターについて
講師:長野県発達障がい情報・支援センター 傳田専門員

参加者数	61所属145人
研修内容の理解度	平均4.4点(5点満点)
研修会の満足度	平均4.5点(5点満点)

本研修は、朝貝先生のご厚意により期間限定でアーカイブ配信を行っています。多くの市町村から視聴希望をいただき、関心の高さを感じました。視聴希望がある場合は、10月中旬に boshi-shika@pref.nagano.lg.jp までご連絡ください。なお、本研修の対象者は、市町村及び保健福祉事務所の母子保健担当者です。

○アンケートに寄せられた質問に朝貝先生から回答をいただきました

<p>Q1 健診等では白蓋形成不全の発見のためにどのようなことに注意したらよいですか。</p> <p>仰臥位での非対称姿勢の有無を観察してください。 ①向き癖による体のねじれや反対側下肢の立て膝状態があれば、股関節開排制限や鼠径皮膚溝の非対称の確認 ②二次検診紹介基準に該当する例は予防指導を行う ③二次検診では画像診断が必要です。 また、股関節脱臼の家族歴を聞き取る際は、実母や姉の手術歴を確認してください。股関節の手術歴がある場合は遺伝的影響は高まります。</p>	<p>Q4 生後1～2か月で推奨項目から整形外科受診を勧めたところ、3か月にならないとレントゲン検査ができないと受診を断られた事例があります。受診は生後3か月まで待たほうがよいのでしょうか。</p> <p>生後1～2か月では軟骨部分が多く、レントゲン検査での診断は難しいため、予防指導をしっかりして、生後3か月頃に受診してください。なお、エコー検査であれば、生後1～2か月でも診断が可能です。</p>
<p>Q2 向き癖と白蓋形成不全はどちらが先に起きるのですか。向き癖があっても白蓋形成不全がない場合もあるのですか。</p> <p>脱臼準備状態(白蓋が浅く関節が不安定)に向き癖による非対称姿勢など後天的要因が加わると、白蓋形成不全から亜脱臼、脱臼へと増悪していく例があります。安定している関節であれば、向き癖による非対称姿勢があっても股関節には大きな影響のない例もあります。 向き癖による頭蓋変形の防止のためには、脱臼準備状態の有無に関わらず、すべての赤ちゃんに生後すぐから非対称姿勢への対応指導が必要になります。</p>	<p>Q5 県内で白蓋形成不全のエコー検査ができる医療機関はどのくらいありますか。</p> <p>日本整形外科超音波学会HPに全国のエコー検査が可能な医師のリストを掲載予定です。現在、県内にはエコー検査ができる医療機関はほとんどありません。</p>
<p>Q3 股関節脱臼疑いの二次検査の受診先は、整形外科、小児科どちらがよいですか。</p> <p>二次検診では整形外科での画像診断が必要になります。整形外科でも小児を扱っていないと画像診断ができない施設もあります。</p>	<p>Q6 信濃医療福祉センターを受診するためには、紹介状が必要ですか。</p> <p>紹介状がなくても受診できます。受診希望の場合は、外来受付に電話して受診日を決めてください。</p>
<p>Q7 4～5か月児健診で委託している小児科医が全く股関節の関係で精検を出さず、心配です。どうすればいいかご指導ください。</p> <p>乳幼児健康診査身体診察マニュアルに健診に携わる医師の診断に役立つポイントが記載されています。上手に医師に話をしてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>Q8 コアラ抱っこや新生児期の腹ばいを行う際の注意点を教えてください。</p> <p>【コアラ抱っこ】定頸前は必ず頭を支えて行えば問題ありません。股関節脱臼予防には定頸前からの指導が重要になります。 【腹ばい】2～3回/日、3～5分/回から呼吸状態など赤ちゃんの様子を確認しながら見守りで始め、徐々に時間を延ばします。</p>

*乳児健康診査における
股関節脱臼一次健診の手引き
(朝貝先生の資料中で紹介されています)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kenshintebiki.pdf>





市町村からの お問い合わせ

国の「産後ケア事業ガイドライン」では、産後ケア事業における安全管理についてマニュアルを作成することになっていますが、委託施設のマニュアルは市町村が作成するのですか。

【回答】市町村では産後ケア事業を実施するためのマニュアルを、委託先では施設の対応マニュアルを作成する必要があります。また、市町村は委託先の対応マニュアルが適切なものであるか委託契約時等に確認することが望ましいです。(子ども家庭庁 母子保健課確認)
詳細は「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン」(令和2年8月)をご覧ください。

産後ケア事業ガイドラインから抜粋	作成者
<p>【7 実施方法】</p> <p>ケアの質を保つため市町村ではマニュアルを作成する。</p> <p>【8 留意すべき点】</p> <p>③実施に当たっては、実施機関、担当者によって相違が生じることのないよう、市町村でマニュアルを作成する。</p>	市町村
<p>【8 留意すべき点】</p> <p>④利用者の症状の急変等に緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定する。また、利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備、定期的な研修を行うことが望ましい。</p> <p>⑤(略)</p> <p>⑥事業実施に当たり、事故時の報告・連絡・相談ルート、災害時の対応等、必要な事項をあらかじめ取り決めておく。</p> <p>※「④～⑥」については、委託先のみには任せるのではなく、市町村も対応することが望ましい。</p>	委託先



当センターの研修会について (現在、決定しているもの)

研修会名	開催日	内容等
母子保健専門研修会Ⅱ (長野県立子ども病院 共催)	10月25日(水) 14:00~16:00 オンライン研修	内容 : 低出生体重児の発育発達と支援 通知日 : 9月26日(火)メール配信 申込締切: 10月18日(水)までにGoogleフォームによる

子ども家庭庁から情報提供

情報提供内容	掲載場所等
子ども家庭庁母子保健課発出 令和6年度母子保健対策関係概算要求の概要	子ども家庭庁ホームページ https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/6cd84fea/20230401_policies_boshihoken_131.pdf
子ども家庭庁母子保健課発出 子ども家庭センター業務ガイドライン (暫定版) 母子保健部分	9月21日メール配信 配信先: 市町村母子保健担当課 保健福祉事務所健康づくり

第17回信州公衆衛生学会総会にて発表しました

8月26日開催の信州公衆衛生学会にて「長野県の3歳児健康診査における視覚検査の現状～日本眼科医会のデータを用いた全国との比較～」(演題番号04-2)を発表しました。昨年度、市町村の皆さんにご協力いただいた調査結果をまとめたものです。抄録は学会HPに掲載されていますので、ぜひご覧ください。
<https://ssph.jp/magazine/vol18no1/>

お読みいただいたご感想・ご意見をお寄せください。お待ちしております。



担当圏域	母子保健推進員	連絡先
佐久・上小・飯伊・長野・北信	小山	長野県庁 保健・疾病対策課 026-235-7141(直通電話)
諏訪・上伊那・木曾・松本・大北	嶋田	